

<お願い>

# 住所が変更になったとき

## ★組合員の場合

【「記載事項変更申告書」を提出ください】

「記載事項変更申告書」の提出がないと日本年金機構で管理されている住所が変わりませんので、住民票上の住所が変わった場合には必ず「記載事項変更申告書」を提出ください。

## ★被扶養配偶者の場合

【「国民年金被保険者住所変更届」を提出ください】

組合員の被扶養配偶者に住所変更があった場合には、共済組合から日本年金機構へ報告が必要となります。「国民年金被保険者住所変更届」を共済組合へ提出くださるようお願いいたします。

この手続きがされていないと、日本年金機構からねんきん定期便等が届きませんので必ず提出ください。

※どちらの様式も公立学校共済組合石川支部のホームページからダウンロードできます。

## お知らせ

平成23年9月から

# 長期給付の掛金率が引き上げられます

平成23年9月から、長期給付に係る掛金率は、平成21年に行われた地方公務員共済年金における財政再計算により、次のとおり引き上げられます。（長期給付に係る掛金率は地方公務員共済組合連合会定款で定めています。）

## 長期給付掛金率

### ●変更前

(単位：千分率)

区分		平成22年9月 ～23年8月
一般組合員	給料	96.925
	期末手当等	77.54

### ●変更後

(単位：千分率)

区分		平成23年9月 ～24年8月
一般組合員	給料	<b>99.1375</b> (+2.2125)
	期末手当等	<b>79.31</b> (+1.77)

### <金額算定例>

・給料月額が375,000円の場合

(変更前)	(変更後)
毎月分……………36,346円 (96.925/1000)	<b>37,176円</b> ……………830円の負担増 (99.1375/1000)

・期末手当等の額が800,000円の場合

(変更前)	(変更後)
期末手当等分……………62,032円 (77.54/1000)	<b>63,448円</b> ……………1,416円の負担増 (79.31/1000)